



事務連絡  
令和3年8月19日

公益社団法人 日本精神科病院協会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

患者からの医薬品副作用報告に関する広報の周知について

医薬品の安全対策については、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、別添のとおり、各都道府県、保健所設置市、特別区の衛生主管部（局）長宛て通知しましたので、お知らせします。



薬生安発 0819 第 1 号  
令和 3 年 8 月 19 日

各 都道府県  
保健所設置市 衛生主管部（局）長 殿  
特別区

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長  
（ 公 印 省 略 ）

患者からの医薬品副作用報告に関する広報の周知について（協力依頼）

平素より厚生労働行政の推進にご協力を賜り感謝申し上げます。

平成 31 年 3 月 26 日付け薬生安発 0326 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長通知「患者からの医薬品副作用報告について」によりお知らせしたとおり、平成 31 年 3 月 26 日から、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）において、患者からの医薬品副作用報告の受付を開始しております。

医薬品による副作用が疑われる症例についての情報を、患者又はその家族から直接収集し、医薬品の安全対策に活用するために、本報告について、広く患者、国民の皆様に認知していただく必要があることから、別添のとおり、PMDAにおいて広報資料を作成し、その周知に努めているところです。

つきましては、貴職においてご了知の上、当該広報資料について貴管下関係機関及び関係事業者に周知し、広報にご協力いただくとともに、毎年、10 月 17 日から 23 日までの「薬と健康の週間」等の機会において、貴都道府県、保健所設置市又は特別区の広報誌やホームページに掲載いただくなど、ご協力をお願い申し上げます。

また、PMDAにおいては、下記のとおり広報資料を無料で配布しており、PMDAのホームページからもダウンロードすることができますので、ご活用ください。

なお、患者からの医薬品副作用報告は、医薬品副作用被害救済制度における請求とは異なります。救済制度での医療費等の請求については別の手続きが必要となる点にご留意願います。

記

広報資料

(1) ポスター（A3）、リーフレット（A4）：同一の図柄です



①PMDAからの配布：Eメール ([kanjahokoku-question@pmda.go.jp](mailto:kanjahokoku-question@pmda.go.jp)) にて必要部数と送付先をご連絡ください。

②PMDAホームページからのダウンロード

<https://www.pmda.go.jp/safety/reports/patients/0004.html>

(2) 広報誌用の媒体

別添にて広告例(原稿)をお送りします。広報誌に掲載するなどのために電子媒体をご希望の場合には、PMDAまでEメール ([kanjahokoku-question@pmda.go.jp](mailto:kanjahokoku-question@pmda.go.jp)) にてご連絡ください。

(本件に関する照会先)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 安全性情報・企画管理部 患者副作用報告係

Eメール：[kanjahokoku-question@pmda.go.jp](mailto:kanjahokoku-question@pmda.go.jp)

(患者からの医薬品副作用報告のウェブサイト)

<https://www.pmda.go.jp/safety/reports/patients/0004.html>

(本件通知担当者)

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

酒井(内線2757)、平野(内線2756)

(代表電話) 03-5253-1111

ピー・エム・ディー・イー **くすりの副作用が出たら、Pmdaにお知らせください**

# 患者副作用報告

詳細は



くすりの副作用かしら...

**PMDAくすり相談窓口 ☎03-3506-9457**  
月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (祝日・年末年始を除く)

独立行政法人 **Pmda** 医薬品医療機器総合機構  厚生労働省

**⚠️ ご注意 ⚠️**  
「医薬品副作用被害救済制度」による給付金請求は患者副作用報告とは別の手続きが必要です。  
詳細は   

ピー・エム・ディー・イー **くすりの副作用が出たら、Pmdaにお知らせください**

# 患者副作用報告

詳細は



**PMDAくすり相談窓口 ☎03-3506-9457**  
月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (祝日・年末年始を除く)

独立行政法人 **Pmda** 医薬品医療機器総合機構  厚生労働省

ピー・エム・ディー・イー **くすりの副作用が出たら、Pmdaにお知らせください**

# 患者副作用報告

詳細は



**PMDAくすり相談窓口 ☎03-3506-9457**  
月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (祝日・年末年始を除く)

独立行政法人 **Pmda** 医薬品医療機器総合機構  厚生労働省

ピー・エム・ディー・イー **くすりの副作用が出たら、Pmdaにお知らせください**

# 患者副作用報告

詳細は



**PMDAくすり相談窓口 ☎03-3506-9457**  
月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (祝日・年末年始を除く)



独立行政法人 **Pmda** 医薬品医療機器総合機構  厚生労働省

ピー・エム・ディー・エー **くすりの副作用が出たら、Pmdaにお知らせください**

# 患者副作用報告



詳細は

患者副作用報告

検索



くすりの副作用かしら...

PMDAくすり相談窓口 ☎03-3506-9457

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (祝日・年末年始を除く)

独立行政法人 **Pmda** 医薬品医療機器総合機構 厚生労働省

⚠️ ご注意 ⚠️

「医薬品副作用被害救済制度」による給付金請求は患者副作用報告とは別の手続きが必要です。

詳細は 医薬品副作用被害救済制度



ピー・エム・ディー・エー **くすりの副作用が出たら、Pmdaにお知らせください**

# 患者副作用報告

詳細は

患者副作用報告 検索



PMDAくすり相談窓口 ☎03-3506-9457

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (祝日・年末年始を除く)

独立行政法人 **Pmda** 医薬品医療機器総合機構

厚生労働省

ピー・エム・ディー・エー **くすりの副作用が出たら、Pmdaにお知らせください**

# 患者副作用報告

詳細は

患者副作用報告 検索



独立行政法人 **Pmda** 医薬品医療機器総合機構 厚生労働省

PMDAくすり相談窓口

☎03-3506-9457

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (祝日・年末年始を除く)

ピー・エム・ディー・エー **くすりの副作用が出たら、Pmdaにお知らせください**

# 患者副作用報告

詳細は

患者副作用報告

検索



PMDAくすり相談窓口

☎03-3506-9457

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (祝日・年末年始を除く)



独立行政法人 **Pmda** 医薬品医療機器総合機構 厚生労働省